

諫早市の農地に関する申請等について

押印が廃止になりました

～ 本人確認書類の提示又は写しの添付が必要になります ～

変更内容

許可申請書等の様式の一部を変更

- ・押印欄の削除
- ・連絡先欄の追加等

農地に関する許可申請書等の押印は原則廃止になりました。

押印を廃止にするあたり本人確認書類の提示又は写しの添付等が必要になります。

申請者が窓口書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示し、
代理人が持参する場合は、委任状と代理人の本人確認書類を提示してください。

委任者の署名(自署)又は本人確認書類の添付が必要

本人確認の具体的な証明の例 ※住所・氏名が確認できるものであることが前提

【1点のみの提示で確認できるもの】

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券(パスポート)、在留カード又は特別永住者証明書等
官公署が発行した本人の写真が添付された書類

※ただし、有効期限が定められたものについては、有効期限内である必要があります。

【2点の提示で確認できるもの】

健康保険の被保険者証、年金手帳、年金証書又は在学証明書等

(留意事項)

- ・必要に応じて諫早市農業委員会が申請者に対して電話確認するため、申請者の連絡先の記載が必要です。
- ・譲受人(借受人)、譲渡人(貸渡人)両者の本人確認が必要になります。

これまでどおり、署名(記名)・押印された申請書等を提出していただいても
手続きに支障はありません。

施行日 : 令和3年10月1日

問い合わせ先

長崎県諫早市東小路町7番1号 諫早市農業委員会事務局 TEL 0957-22-1500